

- 经营期限;
 - 产品目标市场;
 - 计划用工人数;
 - 涉及的公共产品或服务价格;
 - 出资方式;
 - 需要进口的设备及金额等。
 - n 外商并购境内企业项目,如不涉及扩大生产及投资规模,不新占用土地、能源和资源消耗,不形成对生态和环境新的影响,其项目申请报告可以适当简化,但应重点论述以下内容:
 - 境内企业情况(包括企业现状、财务状况、资产评估和确认情况,并购目的和选择外商情况等);
 - 外商情况(包括近三年企业财务状况、在中国大陆投资情况及拥有实际控制权的同行业企业产品或服务的市场占有率、公司业绩等);
 - 并购安排(包括职工安排、原企业债权债务处置);
 - 并购后企业的经营方式、经营范围和股权结构;
 - 融资方案;
 - 中方通过并购所得收入的使用安排;
 - 有关法律规章要求的其他内容。
 - n 需报国家发展和改革委员会核准招标内容的企业投资项目,应在项目申请报告中包括有关招标内容。
 - n 2007年09月01日后报送国家发展和改革委员会的项目申请报告,原则上均应接该通知的要求进行编写。
- n 外商投資プロジェクト申請報告を作成するときは、「プロジェクト申請報告通用テキスト」中の一般的要求に従う以外に、プロジェクト概要の紹介の中でさらに次の内容を含まなければならない。
 - 経営期限
 - 製品の目標市場
 - 計画雇用者数
 - 公共製品・サービスの価格
 - 出資方法
 - 輸入が必要な設備及び金額など
 - n 外商による国内企業の買収プロジェクトは、生産及び投資の規模を拡大せず、新たに土地やエネルギー、資源を使用・消費せず、生態や環境に新たな影響を及ぼすことがないときは、そのプロジェクト申請報告は適度に簡略化することができるが、しかし次の内容を重点的に記述しなければならない。
 - 国内企業の状況(企業の現状、財務状況、資産評価と確認の状況、売却目的と外商の選択状況などを含む)
 - 外商の状況(直近3年間の企業財務状況、中国大陸における投資の状況および実際にコントロールできる同一業界中の企業製品とサービスの市場シェア、会社の業績などを含む)
 - 買収の手配(従業員の手配、買収される企業の債権債務の処置を含む)
 - 買収後の企業の経営方式、経営範囲と株式の構造
 - 融資方案
 - 中国側が売却によって得た収入の使用目的
 - 関連法律法規章が要求するその他の内容
 - n 国家發展改革委員会にて入札内容を審査・確定する必要がある企業投資プロジェクトは、プロジェクト申請報告のなかに関係する入札内容を含めなければならない。
 - n 2007年09月01日の後に国家發展改革委員会に送られるプロジェクト申請報告は、原則上はいずれも本通知の要求に従って作成されなければならない。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2007tongzhi/20070608_140302.htm

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2007tongzhi/20070608_140302.htm

I 中华人民共和国行政复议法实施条例

- 【发布单位】中华人民共和国国务院
【发布文号】中华人民共和国国务院令 第 499 号
【发布日期】2007-05-29
【实施日期】2007-08-01
- 【提 示】该条例共设总则、行政复议申请、行政复议受理、行政复议决定、行政复议指导和监督、法律责任和附则 7 章，共 66 条。根据该条例：
- n 行政机关作出的具体行政行为对公民、法人或者其他组织的权利、义务可能产生不利影响的，应当告知其申请行政复议的权利、行政复议机关和行政复议申请期限。
 - n 明确了行政复议申请期限的计算方法、行政复议申请书应当载明的事项、受理条件等。
 - n 申请人与被申请人可在行政复议决定作出前自愿达成和解；在规定情形下，行政复议机关可以进行调解。
 - n 行政复议机关在申请人的行政复议请求范围内，不得作出对申请人更为不利的行政复议决定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/ziliao/fffg/2007-06/08/content_641926.htm

I 境内金融机构赴香港特别行政区发行人民币债券管理暂行办法

- 【发布单位】中国人民银行、国家发展和改革委员会
【发布文号】中国人民银行、国家发展和改革委员会公告（2007）第 12 号
【发布日期】2007-06-08
【实施日期】2007-06-08
- 【提 示】该办法对中华人民共和国境内（此处不含香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区）依法设立的政策性银行和商业银行，赴香港特别行政区发行人民币债券的资格和条件、程序、制度衔接和资金汇划等内容进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/2007qita/t20070611_140684.htm

I 中華人民共和國行政復議法(行政不服審査法)實施條例

- 【発布機関】中華人民共和國國務院
【発布番号】中華人民共和國國務院令 第 499 号
【発布日】2007-05-29
【施行日】2007-08-01
- 【コメント】本条例には「総則」、「行政復議の申立て」、「行政復議の受理」、「行政復議決定」、「行政復議の指導と監督」、「法律責任と附則」の全 7 章が設けられており、全部で 66 条ある。本条例によると次の通りである。
- n 行政機関が行う具体的な行政行為が、公民、法人またはその他の組織の権利、義務に対し、不利な影響を及ぼす可能性があるときは、これらの者に行政復議を申立てる権利、行政復議の機関及び行政復議の申立期限を告知しなければならない。
 - n 行政復議の申立期限の計算方法、行政復議申立書に明記すべき事項、受理条件などを明確にした。
 - n 申立人と被申立人は、行政復議決定が出される前に、自主的に和解することができる。規定された状況下では、行政復議機関は調停を行うことができる。
 - n 行政復議機関は申立人の行政復議請求範囲内において、申立人に対し更に不利となる行政復議決定をしてはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/ziliao/fffg/2007-06/08/content_641926.htm

I 国内金融機構が香港特別行政区において人民元債券を発行することの管理暫定弁法

- 【発布機関】中国人民銀行、国家發展開発委員会
【発布番号】中国人民銀行、国家發展開発委員会公告〔2007〕第 12 号
【発布日】2007-06-08
【施行日】2007-06-08
- 【コメント】本弁法は中華人民共和國国内（ここでは、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区を含まない）において法にもとづき設立された政策性銀行と商業銀行が香港特別行政区において人民元債券を発行する際の、資格と条件、手続、制度の橋渡しと資金振込・振替などの内容につき規定を行った。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/2007qita/t20070611_140684.htm

Ⅰ 金融机构报告涉嫌恐怖融资的可疑交易管理办法

【发布单位】中国人民银行
 【发布文号】中国人民银行令（2007）第 1 号
 【发布日期】2007-06-11
 【实施日期】2007-06-11
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=2230>

Ⅰ 金融機関によるテロ融資嫌疑取引の報告についての管理弁法

【発布機関】中国人民銀行
 【発布番号】中国人民銀行令〔2007〕第 1 号
 【発布日】2007-06-11
 【施行日】2007-06-11
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=2230>

Ⅰ 上海市地方税务局关于转发《财政部国家税务总局关于土地增值税若干问题的通知》和《财政部国家税务总局关于土地增值税普通标准住宅有关政策的通知》的通知

【发布单位】上海市地方税务局
 【发布文号】沪地税地（2007）24 号
 【发布日期】2007-06-12
 【提 示】根据该通知：上海市房地产开发企业建造房屋出售的，暂统一按收入的 1% 预征土地增值税；按上海市有关规定建设并出售的配套商品房和中低价普通商品房暂不实行预征办法。
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai11111.html>

Ⅰ 「土地増値税の若干問題に関する財務部国家稅務總局の通知」と「土地増値税普通標準住宅の関連政策に関する財務部国家稅務總局の通知」を転発することに関する上海地方稅務局の通知

【発布機関】上海地方稅務局
 【発布番号】滬地稅地〔2007〕24 号
 【発布日】2007-06-12
 【コメント】本通知によると、上海市の不動産開発企業が家屋を建設し販売する場合、暫定的に統一して収入の 1% を土地増値税として事前徴収する。上海市の関連する規定に従い建設された販売されるセット商品住宅と中・低価格の普通商品住宅については暫定的に事前徴収弁法を執行しない。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai11111.html>

Ⅰ 上海市地方税务局关于个人转让非普通住房征免土地增值税有关问题的通知

【发布单位】上海市地方税务局
 【发布文号】沪地税地（2007）26 号
 【发布日期】2007-06-12
 【提 示】根据该通知：

征免土地増値税的方式	适用情形及具体征收方式
免征	<ul style="list-style-type: none"> n 个人转让普通住房； n 个人因工作调动或者改善居住条件转让非普通住房，且居住满五年。
按増値額征收	个人因工作调动或者改善居住条件转让非普通住房的，按照以下方式征收土地増値税： <ul style="list-style-type: none"> n 居住未满三年的，按照《土地増値税暂行条例》规定的累进稅率征收； n 居住满三年未满五年的，按照《土地増値税暂行条例》规定的累进稅率減半征收。

Ⅰ 個人が非普通住宅を譲渡する際の土地増値税の徴・免税に関する上海地方稅務局の通知

【発布機関】上海地方稅務局
 【発布番号】滬地稅地〔2007〕26 号
 【発布日】2007-06-12
 【コメント】本通知によると次の通りである。

土地増値税の徴・免税的方式	適用されるケースと具体的な徴稅方法
免税	<ul style="list-style-type: none"> n 個人が普通住宅を譲渡するとき。 n 個人が転勤または居住条件の改善のために非普通を譲渡するときで、かつ居住を始めて満五年が経過しているとき。
増値額にもとづき徴収する	個人が転勤または、居住条件を改善するために非普通住居を譲渡するときは、次の方式により土地増値税を徴収する。 <ul style="list-style-type: none"> n 居住して三年未滿の場合は、「土地増値税暫定条例」が規定する累進稅率にて徴収する。 n 居住して満三年～五年未滿の場合、「土地増値税暫定条約」が規定する累進稅率を半減して徴収する。

按转让收入征收	<p>从 2007 年 07 月 15 日起, 个人转让非普通住房, 既没有评估价格, 又不能提供购房发票的, 按照以下方式征收土地增值税:</p> <ul style="list-style-type: none"> n 居住未满三年的, 按照转让收入的 0.5% 征收; n 居住满三年未满五年的, 按照转让收入的 0.25% 征收。
---------	---

【备注】

上海市“普通住房”必须同时符合下列条件:

- (1) 住宅小区建筑容积率 1.0 以上;
- (2) 单套建筑面积 140 平方米以下;
- (3) 实际成交价格: 低于同级别土地上住房平均交易价格 1.44 倍以下, 坐落在内环线以内的低于 17500 元/平方米, 内环与外环线之间的低于 10000 元/平方米, 外环线以外的低于 7000 元/平方米。

凡不符合上述条件的, 均为“非普通住房”。

【法令全文】 请点击以下网址查看:

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai11109.html>

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务, 请与我们联系;
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址, 如果无法访问, 您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

I 部分商品出口退税率可能将调整

据悉, 预计自 2007 年 07 月 01 日起, 部分出口商品的退税率将进行调整(下调或者取消)。这些商品主要涉及高污染、高能耗、资源型产品(包括有色金属、矿物燃料、钢铁、陶瓷、纸、皮革、化工等产品)、附加值较低的产品(包括服装、鞋、箱包等产品)以及部分工程机械、电机、汽车、电子元件、船舶产品等。

此次出口商品的退税率调整政策将很可能采取“公布之后立即执行”的方式。

(摘自 2007 年 06 月 11 日《第一财经日报》)

让渡收入にもとづき徴収する	<p>2007 年 7 月 15 日より、個人が非普通住宅を譲渡する場合で、価格の見積もりを行っておらず、住宅購入時のインボイスを提供することもできないときは、次の方法にて土地増徴税を徴収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> n 居住して三年未満の場合は、譲渡収入の 0.5% にて徴収する。 n 居住して満三年～五年未満の場合、譲渡収入の 0.25% にて徴収する。
---------------	--

【備考】

上海市の「普通住宅」は、次の条件を同時に満たす必要がある。

- (1) 住宅団地の建築容積率が 1.0 以上であること。
- (2) 一戸あたりの建築面積が 140 平方メートル以下であること。
- (3) 実際の取引成立価格が、等級を同じくする土地にある住宅の平均取引価格の 1.44 倍以下で、内環線内に位置するものは 17500 元/平方メートルを下回り、内環と外環の間に位置するものは 10000 元/平方メートルを下回り、外環線外に位置するものは 7000 元/平方メートルを下回ること。

上記の条件に該当しないものは、いずれも「非普通住宅」という。

【法令全文】 下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai11109.html>

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

I 一部商品の輸出還付税が調整される見込み

情報によると、2007 年 7 月 1 日より、一部の輸出商品の還付税が調整(引き下げまたは廃止)される見込みである。これらの商品は主に汚染レベルが高い、エネルギー効率の悪い、資源型の製品(有色金属、鉱物燃料、鋼鉄、陶磁器、紙、皮革、化学工業などの製品を含む)、付加価値の比較的低い製品(衣服、靴、鞆などの製品)および一部の工事機械、電気機器、自動車、電子部品、船舶製品などである。

今回の輸出商品還付率の調整政策は「公布の後直ちに執行」の方法をとる可能性がある。

(2007 年 6 月 11 日付けの「第一财经日报」より)

I 新版《外商投资产业指导目录》定稿 内外资政策融合成为重点

据悉，大幅修订的新版《外商投资产业指导目录》（以下简称“新版《目录》”）已经定稿，并将依照法定程序提交国家发展和改革委员会主任办公会议讨论通过。

在新版《目录》中，内外资政策的融合是一个重点。内外资政策融合，其一是指内外资企业享受平等的政策环境；其二是指内外资之间有合作互动，包括资金方面、技术方面的合作互动。

国务院发展研究中心有关官员表示：今后，外资政策会逐步按产业政策和地区政策，而不是区分中外资企业的政策来引导。

此外，随着《商务部、国家外汇管理局关于进一步加强、规范外商直接投资房地产业审批和监管的通知》的颁布，新版《目录》也将相应调整，可能将房地产业完全纳入外商投资“限制类”目录。

（摘自 2007 年 06 月 12 日中国保险监督管理委员会网站）

I 邮政法草案再议 外资送信可能受限

最新出台的《中华人民共和国邮政法（修订草案）》（2007 年 05 月 24 日稿）规定，外资企业不得从事国内信件（包括国内商业信件）递送业务。据悉，有关部门将会尽快完善该修订草案，并将依照法定程序进行听证，并提交全国人大常委会有关机构审议。

（摘自 2007 年 06 月 14 日《第一财经日报》）

I 新版「外商投資產業指導目錄」は定稿 内外资政策の融合が重点に

情報によると、大幅な改正をおこなった新版「外商投資產業指導目錄」（以下「新版『目錄』」）は既に定稿となり、法定手続にもとづき国家發展改革委員会主任弁公会に提出され討論を通過することになる。

新版「目錄」の中では、内外資政策の融合をその重点を置いている。内外資政策の融合とは、第一に、内外資企業が平等な政策を受けることのできる環境を指す。第二に、内外資企業の間に相互協力関係があることを指す、これには資金や技術の方面を含めた相互協力関係を含む。

國務院の發展研究センターの担当者が明らかにしたところでは、今後、外資政策は徐々に産業政策と地区政策に従って進められるようになり、内資と外資を区別した政策により進められるのではない。

このほか、「外商による不動産業への直接投資に対する審査認定と監督管理を一層強化、規範化することに関する商務部、国家外貨管理局の通知」の公布に伴い、新版「目錄」も対応する調整が行われることになり、おそらく不動産業は、外商投資の「制限類」目錄に完全に追加されることであろう。

（2007 年 6 月 12 日付けの中国保險監督管理委員會ホームページより）

I 郵政法草案の再審議 外資系の郵便配達は制限を受ける見込み

最新の「中華人民共和國郵政法（改正草案）」（2007 年 5 月 24 日稿）は、外資系企業は国内の郵便（国内の商業郵便）の配達業務を行ってはいならないと規定する。情報によると、関連する部門は速やかに本改正草案の整備を行い、法定手続にしたがって聴取作業を行い、全国人民代表大会常務委員会の関連する機構に提出し審議することになる。

（2007 年 6 月 14 日付けの「第一財經日報」より）

I 商用密码产品（密码化电脑）使用批准手续的简要介绍

律师在第 47 期《里兆法律资讯》登载的“中国法律对于商用密码的使用限制（连载之二/共二篇）”一文中曾提到，有一些从中国境外派遣到中国境内的出差/常驻人员随身携带的含有信息加密功能的“密码化”手提电脑，被密码管理机构认为属于密码产品，必须经过批准才能在中国境内使用。

2007 年 05 月 01 日，国家密码管理局发布的《商用密码产品使用管理规定》、《境外组织和个人在华使用密码产品管理办法》两项有关密码产品使用的新规定开始实施。这两项新规定相比 1999 年发布实施的《商用密码管理条例》，对于密码产品使用的规范更加明确和具有可操作性。

- n 出差/常驻人员的派遣方式不同，相应的密码产品使用批准手续也不同

根据《商用密码产品使用管理规定》，中国公民、法人和其他组织不得使用境外生产的密码产品；外商投资企业确因业务需要，必须使用境外生产的密码产品与境外进行互联互通的，应当向密码管理机构申请办理《使用境外生产的密码产品准用证》。例如，出差/常驻人员从境外派遣到中国境内的外商投资企业工作，应当申请办理《使用境外生产的密码产品准用证》。

根据《境外组织和个人在华使用密码产品管理办法》，境外组织（指依照外国法律在中国境外成立的法人等组织，包括这些组织在中国境内设立的分支机构、办事机构、代表机构等）或个人在中国境内使用密码产品，应当向密码管理机构申请办理《境外组织或个人使用密码产品准用证》。例如，出差/常驻人员从境外派遣到中国境内的分支机构、办事机构、代表机构工作，应当申请办理《境外组织或个人使用密码产品准用证》。

- n 为出差/常驻人员办理密码产品使用批准手续的一般流程

以下，结合与国家密码管理局以及北京市、上海市等地密码管理机构的沟通意见，律师以为出差/常驻人员办理《使用境外生产的密码产品准用证》为例，简要说明办理密码产品使用批准手续的一般流程：

- 申请主体：中国境内的外商投资企业。
- 申请时间：通常在出差/常驻人员入境之前。
- 申请/批准流程：
 - ① 向所在地的省级密码管理机构（例如，上海市国家密码管理委员会办

I 商用暗号製品（暗号化パソコン）使用許可手續についての簡単なご紹介

弁護士は、第 47 期の「里兆法律事務所」にて掲載した「中国法律の商業暗号に対する使用制限（連載の二/全二回）」と題した文章の中において、中国国外から中国国内に派遣される出張者/駐在員が携帯する情報暗号化機能を搭載した「暗号化」ノートパソコンは、暗号管理機構によって暗号製品に属すると判断され、許可を受けることなくしては、中国国内にて使用することはできないことを話題にしたことがある。

2007 年 5 月 1 日付けで、国家暗号管理局が発布した暗号製品の使用に関する 2 つの新規定である「商用暗号製品使用管理规定」、「国外組織と個人が中国にて暗号製品を使用することの管理弁法」が施行された。この 2 つの新規定は 1999 年に発布・施行された「商用暗号管理条例」と比べて、暗号製品の使用規範を更に明確で操作性を具備するものにしたといえる。

- n 出張者/駐在員の派遣方式の違いにより、これに対応する暗号製品の使用許可手続も異なる

「商用暗号製品使用管理规定」によると、中国公民、法人とその他の組織は国外にて生産された暗号製品を使用してはならず、(また)外商投資企業が、確かに業務上の必要のため、やむを得ず国外にて生産された製品を用いて国外とネットワーク通信をしなければならないときは、暗号管理機構にて「国外生産暗号製品使用許可証」を申請取得しなければならない。例えば、出張者/駐在員が国外から中国国内の外商投資企業に派遣され仕事をする場合も、「国外生産暗号製品使用許可証」を取得しなければならないと考えられる。

「国外組織と個人の中国における暗号製品の使用管理弁法」によると、国外組織(外国の法律に基づき、中国国外に設立された法人などの組織をいい、これらの組織が中国国内に設立した分店、事務所、代表機構などを含む)または個人が、中国国内にて暗号製品を使用するときは、暗号管理機構にて「国外組織または個人の暗号製品使用許可証」を取得しなければならない。例えば、出張者/駐在員が国外から中国国内の分店、事務所、代表機関などに派遣され仕事をする場合も、「国外組織と個人の暗号製品使用許可証」を申請取得しなければならないと考えられる。

- n 出張者/駐在員のための暗号製品使用許可手続の一般的流れ

以下では、国家暗号管理局および北京市、上海市などの暗号管理機構に問い合わせ得られた意見と結びつけ、弁護士は、出張者/駐在員のための「国外生産暗号製品使用許可証」の取得を例として、暗号製品使用許可手続の一般的流れを簡単にご説明する。

- 申請主体は、中国国内の外商投資企業である。
- 申請タイミングは、通常「出張者/駐在員が入国する前である。
- 申請/許可の流れは次の通り。
 - ① 所在地における省級の暗号管理機構(例

- 公室) 提出申请、并提交有关申请文件;
- ② 省级密码管理机构对申请文件进行审查, 并报国家密码管理局;
 - ③ 国家密码管理局对申请文件进行审核, 认为可以准予使用的, 颁发《使用境外生产的密码产品准用证》。
- 申请文件: 包括申请主体的证明文件、密码产品的说明文件、密码管理机构要求的其他文件。
 - 申请/批准时限: 通常不超过 20 个工作日。

密码产品使用批准的要求, 早在 1999 年实施的《商用密码管理条例》中已有规定, 但当时的规定比较原则, 缺乏可操作性, 在实践中基本没有得到执行。目前, 随着上述两项新规定的实施, 密码管理机构倾向于逐步加强密码产品的使用管理。当然, 这其中还涉及到对新规定的进一步理解和完善、以及密码管理机构与海关等部门的深入沟通和配合等问题。目前, 这个问题尚未引起外国投资者和外商投资企业的足够重视。

备注:

查看《商用密码管理条例》、《商用密码产品使用管理规定》、《境外组织和个人在华使用密码产品管理办法》全文内容, 请分别点击以下网址:

http://www.oscca.gov.cn/Doc/2/News_1053.htm
http://www.oscca.gov.cn/Doc/2/News_1115.htm
http://www.oscca.gov.cn/Doc/2/News_1116.htm

(里兆律师事务所 2007 年 06 月 15 日整理编写)

- え、上海市国家暗号管理委員会弁公室)に申請し、関連する文書を提出する。
- ② 省級の暗号管理機構は申請文書に対し審査を行い、また国家暗号管理局に報告する。
 - ③ 国家暗号管理局は申請文書に対して、査定を行い、使用を許可することができる判断するときには、「国外生産暗号製品使用許可証」を発行する。
- 申請文書には、申請主体を証明する文書、暗号製品の説明文書、暗号管理機構が要求するその他の文書を含む。
 - 申請/許可にかかる時間は、通常 20 営業日を超えてはならない。

暗号製品使用許可についての要求は、遡ること 1999 年に施行された「商用暗号管理条例」において既に規定されているが、しかし当時の規定は比較的原則的なものに止まり、操作実行性に欠けていたので、実務上はほとんど執行されていなかった。今日、上述の 2 つの新規定の施行に伴い、暗号管理機構は暗号製品の使用管理を徐々に強化する傾向にある。もちろん、その過程では、新規定に対する理解を深めることや、補足整備を進めること、および暗号管理機構と税関部門の間で話し合いを持ち協力関係を深めることなどの問題が関わってくる。現時点でこの問題は外国投資者や外商投资企业によって十分に重視されるに至っていない。

備考:

「商用暗号管理規定」、「商用暗号製品使用管理規定」、「国外組織と個人の中国における暗号製品使用管理弁法」の全文の内容を参照するには、それぞれ下記の URL をクリックしてください。

http://www.oscca.gov.cn/Doc/2/News_1053.htm
http://www.oscca.gov.cn/Doc/2/News_1115.htm
http://www.oscca.gov.cn/Doc/2/News_1116.htm

(里兆法律事務所が 2007 年 6 月 15 日付けで作成)